

光市立浅江中学校後援会規約

1/2

第1条（本規約の目的）

本規約は、光市立浅江中学校後援会（以下、本会と呼ぶ）が掲げる目的を達成するための運営を円滑に進めるための遵守事項を定めることを目的とする。

第2条（事務局）

本会の事務局を浅江中学校に置く。

第3条（本会の目的）

本会は、浅江中学校の体育・文化などの部活動の推進援助を主たる目的とする。

第4条（本会の事業）

本会は、本規約第3条の「本会の目的」達成のために次の事業を推進する。

- （1）生徒の体育・文化等の部活動の育成と援助
- （2）生徒の体育・文化等の活動の施設、設備、備品等と旅費等の支援
- （3）生徒の健康教育面の活動の援助
- （4）その他、本会の目的に適した事業

第5条（組織と人員）

本会は、総会、総務委員会、常任委員会で構成されるが、それらは、PTA総会、PTA総務委員会（事務局含む）、PTA常任委員会がそれぞれを兼務することとする。会員のうち、生徒の保護者でなく、有志である者は、評議員として適宜、常任委員会に参画するものとする。

第6条（会員資格）

本会は、本校生徒の保護者とPTA総務委員会、有志によって組織する。

第7条（常任委員会役員ならびに評議員の任務と任期）

会長は、本会を代表し、本会を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の際は、これを代行する。
3. 幹事は、会長ならびに副会長を補佐し、会務を処理する。
4. 監査は、本会の会計を監査する。
5. 顧問は、会長に対し必要な助言を行う。
6. 評議員は、常任委員会にあつて審議に加わる。任期は特に定めない。
7. 会長、副会長、監査、顧問の任期は、「光市立浅江中学校PTA規約」に準じる。

第8条（総会と議決事項）

本会の総会は、PTA総会の一部として開催される。議決事項は、「光市立浅江中学校PTA規約」に準じる。

第9条（緊急時の審議と議決）

「光市立浅江中学校PTA規約」に準じる。

第10条（経費）

本会の経費は、会費と入会金をもって運営する。

2. 本会の入会金は、新入時に100円を徴収する。退会時に返金はしない。
3. 本会の会費は、月額500円とする。兄弟姉妹ともに同額とする。
4. 本会は、入会金、会費以外に「援助金」として申し込み額を金納する。（毎年度7月の定例援助金募集と必要に応じた適宜の援助金募集）

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

附則

昭和45年	4月21日	第2条一部改正
昭和52年	1月26日	第5条一部改正
昭和57年	4月27日	第8条一部改正
昭和61年	4月19日	第7条一部改正
昭和63年	4月16日	第7条一部改正
昭和 元年	4月22日	第7条一部改正
平成21年	4月30日	第5条一部改正
平成28年	4月23日	PTA体制との兼務を明確化、評議員の役目の明確化、臨時総会と緊急時の対応を新設、援助金募集要項変更